

【記者説明】 8月29日

健康福祉部長／本日、新型コロナウイルス全数報告の限定化届を厚生労働大臣に提出した。

8月24日に岸田総理から都道府県ごとに限定化すると発表があった。その日のうちに知事からの指示で検討に入り、本日、国に提出した。

これは、医療機関の負担軽減のため、発生届の対象を重症化リスクのある人へ限定するもの。8月31日に国から告示され、その日から適用される。

現在、医師が陽性者の発生届を保健所に提出している。保健所は、発生届が出た全員分を、入院、施設、ホテルへと調整。軽症や無症状の人の情報は、自宅療養支援センターに行く形になっている。

今後は、65歳以上の人、入院を必要とする人、重症化リスクがあり投薬等が必要な人、妊婦という重症化リスクがある人だけの発生届を医師が保健所に出す。そこから、入院、ホテルへの入所、あるいは自宅療養支援センターからの健康フォローアップとなる。

これ以外の陽性者の情報は、保健所に入っていない。体調が急に悪くなった人、不安を感じる人が相談できるよう、医療機関からその連絡先の用紙を診断時に配付してもらう。また、健康相談や受診相談を受けたい人は、本人が陽性者登録センターに登録することで、情報が自宅療養支援センターにいき、様々な支援をしていく。